



公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年5月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
軽井沢・プリンスショッピングプラザ・イースト
北佐久郡軽井沢町大字軽井沢字中谷地1178-79 ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社プリンスホテル
東京都豊島区南池袋1-16-15

3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社プリンスホテル	代表取締役 渡辺 幸弘	東京都豊島区南池袋1-16-15

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社プリンスホテル	代表取締役 小林 正則	東京都豊島区南池袋1-16-15

- (2) 小売業を行う者の名称等
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社プリンスホテル	代表取締役 渡辺 幸弘	東京都豊島区南池袋1-16-15

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社ナイキジャパン	代表取締役 小林 哲二	東京都品川区東品川2-3-12

ほか66店

- 4 変更した年月日
平成22年6月23日 ほか
- 5 届出年月日
平成24年5月15日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成24年5月28日から平成24年9月28日まで
- 8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県佐久地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年5月28日

長野県知事 阿部守一

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
アップルランド安茂里店
長野市大字安茂里字武右エ門島3148-イ ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社アップルランド
松本市大字今井7155-28
- 3 変更した事項
大規模小売店舗を設置する者の代表者氏名
(変更前)

名称	代表者氏名	住所
株式会社アップルランド	代表取締役 滝澤 知峰	松本市大字今井7155-28

(変更後)

名称	代表者氏名	住所
株式会社アップルランド	代表取締役 小磯 恵司	松本市大字今井7155-28

- 4 変更した年月日
平成20年4月25日
- 5 届出年月日
平成24年5月16日
- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 7 縦覧の期間
平成24年5月28日から平成24年9月28日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成24年5月28日

長野県知事 阿部守一

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
アップルランド安茂里店
長野市大字安茂里字武右エ門島3148-イ ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
株式会社アップルランド
松本市大字今井7155-28
- 変更事項
(1) 駐車場の位置及び収容台数

	変更前	変更後
1	85台	66台
2	74台	—
新2	—	20台
合計	159台	86台

位置は届出書に添付された図面のとおり

- 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
1	6:00～翌1:30	6:00～翌1:30
2	6:00～翌1:30	—
新2	—	6:00～翌1:30

- 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

	変更前	変更後
入口	5箇所	4箇所
出口	5箇所	4箇所
合計	10箇所	8箇所

位置は届出書に添付された図面のとおり

- 変更年月日
平成25年1月17日
- 届出年月日
平成24年5月16日
- 届出書及び添付書類の縦覧の場所
長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課
- 縦覧の期間
平成24年5月28日から平成24年9月28日まで
- 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日

付け12産振第137号)様式第8号による。

- 意見書の提出先

長野県商工労働部経営支援課又は長野県長野地方事務所商工観光課

経営支援課

公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の届出が次のとおりありました。

平成24年5月28日

長野県知事 阿部守一

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生日年月日	患畜・疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	平成24年5月18日	疑似患畜	3	大町市

園芸畜産課

公告

県営川西地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成24年5月28日

長野県知事 阿部守一

- 縦覧に供する書類
県営川西地区土地改良事業計画書の写し
- 縦覧の期間
平成24年5月29日から平成24年6月25日まで
- 縦覧の場所
上田市役所、小県郡青木村役場

農地整備課

公告

県営奥山田地区土地改良事業計画を定めましたので、次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第6項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長野県知事に異議申立てをすることができます。

また、同条第7項の規定による決定に不服がある者は、同条第10項の規定より、長野県を被告として、決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に異議申立て決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

平成24年5月28日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営奥山田地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成24年5月29日から平成24年6月25日まで

3 縦覧の場所

上高井郡高山村役場

農地整備課

公告

中野市八ヶ郷土地改良区の役員について、次のように就退任の届出がありました。

平成24年5月28日

長野県北信地方事務所長 柳澤 直樹

理事

新任

氏名 住所

早川 由一 中野市大字小田中649番地

西沢 忠和 中野市大字西条701番地1

山口 典久 中野市大字若宮610番地

小野 利明 中野市大字中野2426番地

重任

氏名 住所

牧野 昌徳 中野市大字更科369番地

滝沢 一晃 中野市大字小田中104番地

竹内 哲良 中野市大字吉田982番イ

土屋 宏一 中野市大字一本木187番地1

桜井 興一 中野市大字竹原343番地

小野 文雄 中野市大字吉田1223番地

小田切 治世 中野市中央三丁目4番16号

退任

氏名 住所

井上 実 中野市大字小田中646番地

小林 崇徳 中野市大字中野2002番地

樋口 徳重 中野市大字西条798番地

徳武 進 中野市大字若宮621番地

監事

新任

氏名 住所

小林 嘉孝 中野市大字小田中313番地1

土屋 好文 中野市大字一本木49番地

佐藤 善郎 中野市中央三丁目6番5号

退任

氏名 住所

小根澤 庄一 中野市大字更科489番地

武田 英雄 中野市大字中野1517番地2

猪瀬 亨 中野市西一丁目5番60号

農地整備課

公告

警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第1項に規定する検定を次のとおり行います。

平成24年5月28日

長野県公安委員会

1 検定を行う警備業務の種別並びに検定の実施期日及び場所

種別	実施期日	時間	場所
施設警備業務(1級)	平成24年9月2日(日)	午前8時30分から午後5時まで	塩尻市大字宗賀字桔梗ヶ原73番地116 中南信運転免許センター

2 検定の方法

学科試験及び実技試験

3 試験の区分

種別	区分	科目
施設警備業務(1級)	学科試験	警備業務に関する基本的な事項 法令に関すること。 警備業務対象施設における保安に関すること。 施設警備業務の管理に関すること。 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。
	実技試験	警備業務対象施設における保安に関すること。 施設警備業務の管理に関すること。 警備業務対象施設の破壊等の事故が発生した場合における応急の措置に関すること。

(注) 学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行いません。

4 受検資格

長野県内に住所を有する者又は長野県内の営業所に属している警備員で、次のいずれかに該当するもの

- (1) 検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の交付を受けている者で、当該合格証明書の交付を受けた後、当該警備業務に従事した期間が1年以上であるもの
- (2) 長野県公安委員会が(1)に掲げる者と同等以上の知識及び能力を有すると認める者

5 受検定員

種別	定員
施設警備業務(1級)	30人

6 受検の手続

(1) 事前申込み

ア 事前申込みの方法

(7) 検定を受けようとする者は、下記の(2)の検定申請書を提出する前に、長野県警察本部生活安全企画課の受付専用電話（電話番号 026-233-0108）により事前申込みを行い、検定受付番号を取得してください。

(4) 受付専用電話以外での受付は一切行っておりません。

(9) 電話1本につき1人の受付とします。

(5) 定員になり次第、事前申込みの受付期間内であっても受付を締め切ります。

イ 受付期間

平成24年7月5日（木）から7月6日（金）まで（受付時間は午前9時から午後5時まで）とします。

(2) 検定申請書の提出

検定受付番号を取得した者は、住所地（検定を受けようとする者が警備員である場合にあっては、その者が属する営業所の所在地を含む。）を管轄する警察署に、検定受付番号を申告するとともに、必要な事項を記入した検定申請書に次に掲げる書類を添付して、平成24年8月3日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除きます。）に提出してください。

ア 長野県内に居住する場合にあっては、住所地を疎明する書面（住民票の写し（外国人にあっては、外国人登録証明書の写し）等）

イ 長野県以外に住所を有する警備員が長野県内の営業所に属している場合にあっては、当該営業所に属することを疎明する書面（営業所所属証明書）

ウ 4の(1)に該当する者にあっては、検定を受けようとする警備業務の種別について2級の検定に係る合格証明書の写し及び当該警備業務に従事した期間が1年以上であることを疎明する書面（警備業務従事証明書）。ただし、警備業者が既に廃業しているなど、前記書面を提出することができないことについてやむを得ない事情がある場合には、当該事情を疎明した上で、当該種別の警備業務に従事した期間が1年以上であることを誓約する書面及び履歴書

エ 4の(2)に該当する者にあっては、長野県公安委員会が受検資格について認定した書面（1級検定受検資格認定書）

オ 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦の長さ3センチメートル、横の長さ2.4センチメートルの写真で、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの（貼付せずに提出） 2枚

カ 代理人が検定申請書を提出する場合にあっては、本人からの委任状

(3) 検定手数料

検定手数料（1万6,000円）は、検定申請書の提出時に、長野県収入証紙により納付してください。

7 その他

(1) 検定申請書は、長野県内の警察署（生活安全課又は生活安全・刑事課）で交付するほか、長野県警察本部ホームページ（<http://www.pref.nagano.lg.jp/police/>）からダウンロードすることもできます。

(2) この検定について不明な事項は、長野県警察本部生活安全企画課（電話 026-233-0110 内線 3032）に問い合わせてください。

さい。

(3) この検定の実施に際して収集する個人情報、この検定のために必要な範囲でのみ利用します。

生活安全企画課